

日立市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

日立市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月1日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

日立市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定するものであります。

日立市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日立市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 日立市情報公開条例（平成7年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項の規定による諮問、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問及び日立市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第 号）第46条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため、日立市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、情報公開及び個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（第2条に規定する諮問をした機関をいう。以下同じ。）に対し、請求対象文書（情報公開条例第10条第1項又は第2項の決定に係る情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下この条において同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第82条各項、第93条各項若しくは第101条各項の決定に係る個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報又は日立市議会の個人情報の保護に関する条例第25条各項、第35条各項若しくは第42条各項の決定に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された請求対象文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求対象文書又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料等の閲覧等）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書、主張書面若しくは資料（以下「提出資料等」という。）の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該提出資料等の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出資料等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による閲覧及び写し又は書面の交付に係る手数料は、日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の規定にかかわらず無料とする。

5 第1項の規定による写し又は書面の交付を受ける者は、当該写し又は書面の交付に要する費用を負担しなければならない。

（調査審議の手続の非公開）

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第11条 審査会は、審査請求に係る事項について諮問に対する答申を

したときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第14条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に日立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）附則第2条の規定による廃止前の日立市個人情報保護条例（平成10年条例第1号。以下この条において「旧条例」という。）第24条第1項の規定により旧条例第25条第1項に規定する日立市個人情報保護審査会（以下この項において「旧審査会」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際に答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、旧審査会がした審査の手続は審査会がした審査の手続とみなす。

2 日立市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第3条第4項に規

定する請求に関する旧条例第24条第1項の規定による諮問は、審査会に対して行うものとする。この場合において、当該諮問については、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問とみなし、この条例の規定を適用する。

(日立市情報公開条例の一部改正)

第3条 日立市情報公開条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「日立市公文書公開審査会」を「日立市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条を削り、第22条を第20条とする。

(日立市情報公開条例の一部改正に係る経過措置)

第4条 前条の規定の施行前の日立市情報公開条例(第3項において「改正前の情報公開条例」という。)第14条第1項の規定により日立市公文書公開審査会(以下この項及び次項において「旧審査会」という。)にされた諮問で前条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、旧審査会がした審査の手続は審査会がした審査の手続とみなす。

2 前条の規定の施行前に旧審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、同条の規定の施行後も、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行前にした行為に対する改正前の情報公開条例第

21条の規定の適用については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 4 第2項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 日立市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

日立市公文書公開審査会の委員	日額	6,000	〃
日立市個人情報保護審査会の委員	日額	6,000	〃

を

」

「

日立市情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額	6,000	〃
----------------------	----	-------	---

に

」

改める。

参 考

制 定 要 旨

1 設 置

日立市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の規定等に基づき市の機関が行う諮問に応じ、審査請求について調査審議を行うため、日立市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした。

2 組 織

- (1) 委員の人数 5人以内
- (2) 委員の任期 2年（再任可）
- (3) 委員の報酬 日額6,000円

3 調 査 審 議 の 手 続

- (1) 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、請求対象文書等の提示を求めることができることとした。
- (2) 審査会は、審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができることとした。
- (3) 審査請求人等は、審査会に提出された提出資料等の閲覧又は当該提出資料等の写し等の交付を求めることができることとした。
- (4) 審査会の審査の手続は、非公開とすることとした。

4 罰 則

この条例の規定に反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

5 そ の 他

日立市情報公開条例に規定する日立市公文書公開審査会は、廃止することとした。

